

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

## 事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規		<input type="checkbox"/> 変更				
(宛先) 京都府知事		平成 30年 12月 7日						
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府木津川市州見台6-5-1		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) タツタ電線株式会社 代 表取締役 社長 外池 廉太郎 電話 0774 - 66 - 5550						
主たる業種	機能性フィルム・光部品製造		細分類番号	2	3	4	1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで							
基本方針	平成26～28年度を平均の基準値に設定し、平成31年度の温室効果ガス排出量を3%以上削減する。							
計画を推進するための体制	全社的な省エネ委員会において、毎月、年間排出量を監視する。更なる省エネ対策を行い実施計画表の進捗管理を実施する。 EMS名称：JQA-EM0606 ・ 取得年月日：1999年11月26日							
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 ( ) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	増減率		
	事業活動に伴う排出の量	4,553.6 トン	4,470.0 トン	4,417.0 トン	4,370.0 トン	-3.0	パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,655.7 トン	4,470.0 トン	4,417.0 トン	4,370.0 トン	-5.1	パーセント	
目標の根拠		省エネルギー対策の設備の更新及び導入が終了したため						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	増減率	
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数量X1/1000)	9.86	9.72	9.60	9.50	-2.57	パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )						パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		製品製造での生産数量がエネルギー消費の大半となるため。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	備考		
		0.0	0.0	0.0	0.0		パーセント	
具体的な取組及び措置の内容	(29) 年度	電気使用量の削減						
	(30) 年度	電気使用量の削減						
	(31) 年度	電気使用量の削減						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	京都地区においては、地域的に車社会でありノーマイカーデーは実施できない。木津川地区においては、殆どが公共交通機関利用者であるが一部は地域的な事情によりマイカー通勤である。						
	上記の措置を採用する理由	地域性を考慮して当社でのノーマイカーデー実施は不可と判断する。社用車についてはハイブリッド車の導入を推進している。						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	備考			
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン				
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン				
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン				
合計	0.0	0.0	0.0	トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	TV会議システム導入による自動車移動出張削減等							
特記事項								

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。